

日本国惣地頭・源頼朝と鎌倉初期新制

保立道久

はじめに

- 一 東海道惣官と「文治國地頭」の実像
- 二 「文治勅許」と「守護地頭停止」
- 三 頼朝の徳政と後鳥羽新制
- 四 展望にかえて—承久の乱と北条徳政—

論文要旨

この論文は、有名な石母田正の「文治國地頭論」を、（その強靭な弁証法的方針に学びつつも）批判的に乗り越えることを目指したものである。

第一章では、源頼朝が、以仁王令旨の「諸国使節」から十月宣旨による「東海道惣官」、北条時政の「七ヶ國地頭」に至るまで、内乱期の平氏の「畿内惣官職」と同質の権力、つまり複数の「国」を統括する広域的な地域権力の構築を一貫して追求していたことを論じた。「文治國地頭」の唯一の確実な史料とされる「七ヶ國地頭」とは広域的畿内権力を意味したのである。

第二章では、「文治の守護地頭勅許」といわれてきたものが、実は後白河院宣によって行われたものであることなど、論争の中心史料の見直しを行い、それにもとづいて、「勅許」が頼朝の軍事的国土支配とそれとともに地頭の成敗・補任の権利を追認したものであったことを確認した。そして、頼朝のカリスマ的国制身分・「日本国惣地頭」はすでに院政期・平氏権力段階から公權的性格を有していた地頭制の総括であり、鎌倉による「田地一向知

行」とは土地所有の軍事化に照応する国土高権の枢軸部分の掌握に対応するものであったと結論した。

第三章では、このような頼朝の路線が、源家に後三条院の血統が流れ込んでいることを前提として、平安時代の王統分裂とそれに密接に関係して惹起された内乱を終決算する野望を秘めたものであることを論じた。頼朝は幼帝・後鳥羽の「徳政」「新制」を主導せんとする国家構想をもち、それを支える人的装置として、自分の娘と後鳥羽の婚姻を当初から追求していたのである。

そして、第四章では、後鳥羽新制から武家主導の後堀河新制への展開が、頼朝の徳政から北条徳政への展開に照応しており、いわゆる「承久の乱」はその過程に位置づけるべきことを展望した。